

家畜衛生だより

R7-20 令和7年9月発行

置賜家畜保健衛生所
置賜家畜衛生指導協会
〒999-2232 南陽市三間通 444
TEL 0238-43-3217
FAX 0238-43-5249

渡り鳥のシーズンに備え 鶏舎の再確認をお願いします

高病原性鳥インフルエンザについては、昨シーズン、国内では14道県51事例で発生が確認、約932万羽の家きんが殺処分されました。近年、世界的流行が続いており今秋以降、渡り鳥によりウイルスが侵入するリスクは高く、本年も厳重な警戒が必要です。各農場においてウイルス侵入防止対策の徹底をお願いします。

農場の衛生管理について

以下の項目について、令和7年10月から令和8年5月まで、毎月、自己点検を実施して下さるようお願いします。

1. 衛生管理区域※に立ち入る者や車両への対策

- | | |
|---------------|----------------------|
| ①立ち入る者の手指消毒等 | 手の洗浄・消毒スプレーの使用 |
| ②衣類や靴の消毒・専用化 | 専用衣類、靴の使用 |
| ③区域に立ち入る車両消毒等 | 出入口での消石灰散布や蓄圧式消毒器の設置 |

※衛生管理区域とは、「病原体の侵入を防止するために、衛生的な管理が必要な区域」をいいます。

2. 鶏舎に立ち入る者への対策

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①立ち入る者の手指消毒等 | 消毒スプレーの使用や専用の手袋の使用 |
| ②専用の靴の設置及び使用 | 鶏舎専用長靴の使用 |



3. 野生動物侵入防止対策

- ①野生動物侵入防止のためのネット等設置、点検及び修繕
鶏舎、堆肥舎、飼料保管庫等に野鳥やたぬき、いたち等が侵入しないように、ネットを設置（網目2cm以下）し、壁等の破損箇所は修繕しましょう。
- ②ねずみ及び害虫の駆除
殺鼠剤、粘着シートにより、ねずみやハエを駆除しましょう。
飼養鶏等の健康観察を毎日入念に行い、死亡羽数の増加などの異状があれば早期通報をお願いします！

0238-43-3217 または 080-1840-0705

置賜家畜保健衛生所

土日祝日も対応しています

一斉点検の要チェックポイント（家きん）



①衛生管理区域に病原体を持ち込まない！

☑手指の洗浄・消毒をしていますか？

☑車両の消毒をしていますか？

☑専用の衣服や靴の確実な着用ができていますか？

❌ 境界に更衣や消毒の設備がない



◯ 車両の消毒、専用の衣服や靴の着用



タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと！

②家きん舎に病原体を持ち込まない！

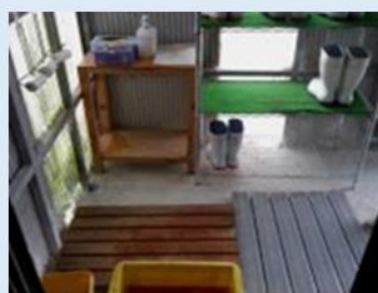
☑手指の洗浄・消毒をしていますか？

☑専用の靴の確実な着用ができていますか？

❌ 専用の長靴が用意されておらず、
出入り時の動線も不明瞭



◯ 専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の
履き替え時の動線の交差防止



③野生動物を近づけない！侵入させない！

☑防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか？

☑破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか？

☑ネズミや害虫の駆除は定期的に行っていますか？

❌ 壁や金網に破損があり、
補修されていない



補修はしっかりと！



屋根裏内部やモニター開口部
も破損がないか要確認！

◯ 集卵ベルトの開口部や堆肥
舎も隙間がないように対策
している



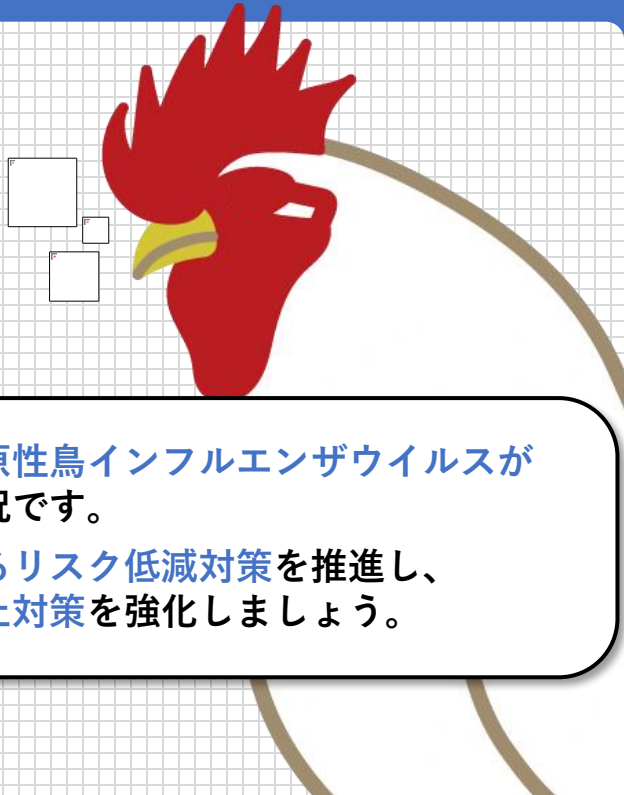
野鳥が多い地域
は特に注意！



鶏舎全体を防鳥ネットで覆った事例

対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

人、物、車両の入出時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・家さん舎ごとの専用の靴の使用。

野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家さん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。



近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



飼養家さんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

置賜家畜保健衛生所

TEL : 0238-43-3217

農林水産省HP

「鳥インフルエンザに関する情報」

